

関連情報のご紹介

多様な正社員制度 導入支援コンサルティング

- 全国47都道府県に設置している働き方改革推進支援センターでは、労務管理等の専門家が無料で窓口相談やコンサルティング等を実施しています。

支援テーマ例 ※テーマは一例です。ご不明点等ございましたら、お近くの働き方改革推進支援センターまでお問い合わせください。	・多様な正社員制度、勤務間インターバル制度、週休3日制の導入支援 ・長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現 ・生産性向上による賃上げ、就業規則の改定 ・活用できる助成金等のご紹介 ・その他働き方改革を広く支援する取組
費用	無料
支援回数	多様な正社員制度等は6回まで支援（その他テーマは原則3回まで）
コンサルティング方法	日時や方法(訪問、オンライン等)は企業のご都合にあわせて調整

- お近くの働き方改革推進支援センターへ、お気軽にご相談ください。お近くの働き方改革推進支援センターの連絡先は、「働き方改革特設サイト」からご確認ください。（以下のURLまたは右のQRコードよりご確認くださいませ。）

- <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



厚生労働省「多様な働き方の実現応援サイト」のご紹介

- 厚生労働省「多様な働き方の実現応援サイト」では、「多様な正社員」制度導入支援や、セミナー情報の掲載、多様な働き方を取り入れている企業の事例の紹介を行っています。
- 多様な働き方の実現応援サイト <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



キャリアアップ助成金のご案内

- 厚生労働省では、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換の取組等を実施した事業主に対して助成を行うキャリアアップ助成金制度において、「多様な正社員」制度を新たに規定し転換した際の加算制度を設けています。
- 有期雇用労働者を正社員化した際に活用できる「正社員化コース」では、勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し正社員に転換した場合、1事業所あたり30万円～40万円の加算が得られます。

お問い合わせ先等

キャリアアップ助成金に関するお問い合わせは都道府県労働局または最寄りのハローワーク、働き方改革推進支援センター(※)までお願いいたします。

(※)働き方改革推進支援センターでは、キャリアアップ助成金の他、各種助成金の説明・相談に応じています。

キャリアアップ助成金			
1 事業の目的			
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成			
2 事業の概要・スキーム			
正社員化 支援	コース名/コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置等/加算額
	正社員化コース 有期雇用労働者を正社員転換（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ➢ 正社員転換後6ヶ月間の賃金が正社員転換前6ヶ月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要	【重点支援対象者※】 有期→正規：80万円（60万円） 無期→正規：40万円（30万円） 【左記以外】 有期→正規：40万円（30万円） 無期→正規：20万円（15万円） ※ a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ➢ 新規卒業者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数：20人	正社員化コース ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 40万円（30万円）
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：90万円（67.5万円） ②有期→無期：45万円（33万円） ③無期→正規：45万円（33万円）	
	処遇改善 支援 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上4%未満：4万円（2.6万円） ②4%以上5%未満：5万円（3.3万円） ③5%以上6%未満：6.5万円（4.3万円） ④6%以上：7万円（4.6万円） 上限人数：100人	賃金規定等改定コース ■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円） ■昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）
昇給の促 進・賃 金 改 定 支 援 130万の壁 対応	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 60万円（45万円） 1事業所当たり1回のみ	
	賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所当たり 40万円（30万円） 1事業所当たり1回のみ	賞与・退職金制度導入コース ■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり16.8万円（12.6万円）
	社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長（過当たり4時間以上等）を実施（R7年度末までの措置）	(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※） (2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円） ※1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額	
	短時間労働者労働時間延長支援コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（過当たり5時間以上等）を実施	60万円（45万円）<75万円>（※） ※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象	※()は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。